

消費税軽減税率制度等説明会のご案内

練馬東税務署と練馬東間税会では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度及び軽減税率対策補助金の説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日から、消費税率10%への引上げと同時に実施されます。

軽減税率制度は、全ての事業者に関係があります。特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備が必要となります。

開催日時・場所

開催日	曜日	午前の部 10:00～12:00	午後の部 14:00～16:00
令和元年6月18日	(火)	○	×
令和元年7月18日	(木)	○	×
令和元年7月29日	(月)	○	○

練馬東税務署 別館3階 会議室 (練馬区栄町23-7)
※ 6月3日より本庁舎へ移転しています。

(注) いずれかの開催日時にご出席ください。混雑の状況等により、受講いただけない場合がありますので予めご了承ください。

御来署の際は、公共交通機関をご利用ください。

【お問合せ先】

練馬東税務署 法人課税第1部門 電話03-6371-2332 内線:413

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

消費税軽減税率制度等説明会のご案内

練馬東税務署と公益社団法人練馬東法人会では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度及び軽減税率対策補助金の説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日から、消費税率10%への引上げと同時に実施されます。

軽減税率制度は、全ての事業者に関係があります。特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備が必要となります。

開催日時・場所

開催日	曜日	午前の部 10:00～12:00	午後の部 14:00～16:00
令和元年8月21日	(水)	○	○
令和元年8月28日	(水)	○	○
令和元年9月3日	(火)	○	○
令和元年9月6日	(金)	○	○
令和元年9月24日	(火)	○	○

練馬東税務署 別館3階 会議室 (練馬区栄町23-7)
※ 6月3日より本庁舎へ移転しています。

(注) いずれかの開催日時にご出席ください。混雑の状況等により、受講いただけない場合がありますので予めご了承ください。

御来署の際は、公共交通機関をご利用ください。

【お問合せ先】

練馬東税務署 法人課税第1部門 電話03-6371-2332 内線:413

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。